

第8章 情報計画

第1節 情報収集及び伝達

災害が発生し又は発生するおそれがあるときの情報収集及び伝達は、通信指令室が行う。

1 気象予警報の受伝達

気象業務法に基づき横浜地方気象台が発表する注意報・警報は、次のとおり。

(1) 定義

種別	内 容
予 報	観測の成果に基づく現象の予想の発表をいう
注意報	災害が起こるおそれがあると予想される場合に、その旨を注意して行う予報
警 報	重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に、その旨を警告して行う予報
情 報	台風、大雨その他の異常現象について、その実況や推移を説明するもの

(2) 予報・警報の地域細分

横浜地方気象台が発表する予報・警報の地域細分は別に定める。

(3) 注意報、警報の発表基準（神奈川県）は別に定める。

2 水防活動用警報の受伝達

水防法、気象業務法に基づき横浜地方気象台が水防活動に供するため、水防関係機関に対し発表する注意報・警報は、次のとおり。

(1) 水防活動用気象注意報

種 別	発表のための気象条件
水防活動用気象注意報	大雨注意報と同じ
水防活動用高潮注意報	高潮注意報と同じ
水防活動用洪水注意報	洪水注意報と同じ

(2) 水防活動用警報

種 別	発表のための気象条件
水防活動用気象警報	大雨警報と同じ
水防活動用高潮警報	高潮警報と同じ
水防活動用洪水警報	洪水警報と同じ

3 津波情報等の受伝達

(1) 注意報、警報及び情報の種類

- ア 大津波警報
- イ 津波警報
- ウ 津波注意報
- エ 地震情報
- オ 地震津波情報

カ 津波情報

(2) 注意報・警報及び情報の発表等

ア 津波注意報及び津波警報の発表は気象庁が行う。

イ 地震及び津波に関する情報の発表は、次の条件に該当し、気象庁からの連絡報により横浜地方気象台が必要と認めた場合とする。

(ア) 震央からの最大有感距離がおおむね 100km 以上の地震

(イ) 被害又は津波が発生したと推定される地震

(ウ) 前号以外の特別な地震

ウ 近海に地震が発生し、間もなく津波の来襲が予想される場合又は通信回線の障害により、気象庁からの連絡報が受けられない場合は、横浜地方気象台は独自に地震及び津波に関する情報を発表することがある。

(3) 津波予報文は別に定める。

4 防災関連情報

(1) 神奈川県防災行政通信網

国、県の関係施設及び県内市町村を結ぶ多目的行政通信として県が設置したもので、災害情報の受伝達に活用するものとする。

(2) NTT情報案内センター専用電話

県とNTTとの協定により、緊急の場合、気象庁等から発表される警報等がNTT回線を使用し、伝達される。

(3) 関係機関への伝達

気象予警報、地震情報、津波情報及び水防情報等の情報を収集したとき又は計測震度計で震度4の地震が計測されたときは、次の防災関係機関に伝達するものとする。

ア 平日8時30分～17時15分

経営企画部防災課

イ 上記外

市役所警備員室

5 消防広報

災害発生のおそれのある場合及び災害発生時においては、広報活動を通じて市民に正確な情報を周知して民心の安定を図るとともに、報道機関に対しても迅速、的確な情報の提供を行うものとする。

(1) 実施機関

逗子市災害対策本部広報班において広報活動を担当する。ただし、災害の状況に応じて、通信指令室等において実施するものとする。

(2) 広報手段

ア 市防災行政無線同報系

市防災行政無線同報系による広報は、情報伝達の迅速性を確保するため、通信指令業務に支障のない範囲で次の情報を伝達するものとする。

(ア) 震度4以上の地震発生

(イ) 津波注意報、警報の発表及び解除

イ 逗子・葉山FM放送

地震、津波その他の非常事態の際に、災害の発生の予防又は被害の軽減を図るため、緊急放送設備の使用に関する協定書（平成7年）に基づき、FM放送による緊急放送を次の放送会社に依頼し、市民に情報を伝達するものとする。

逗子・葉山コミュニティ放送株式会社

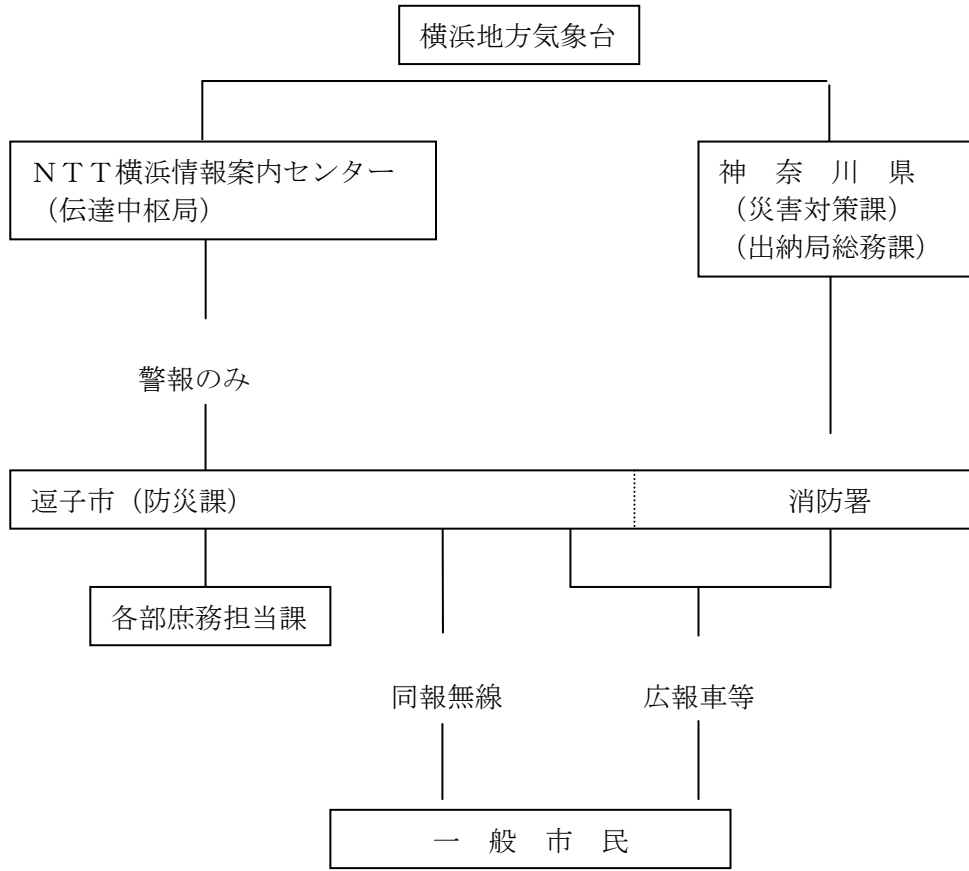
ウ 消防車等による広報

(ア) 消防予防課に配置されている広報車により、市内全域にわたり巡回広報する。

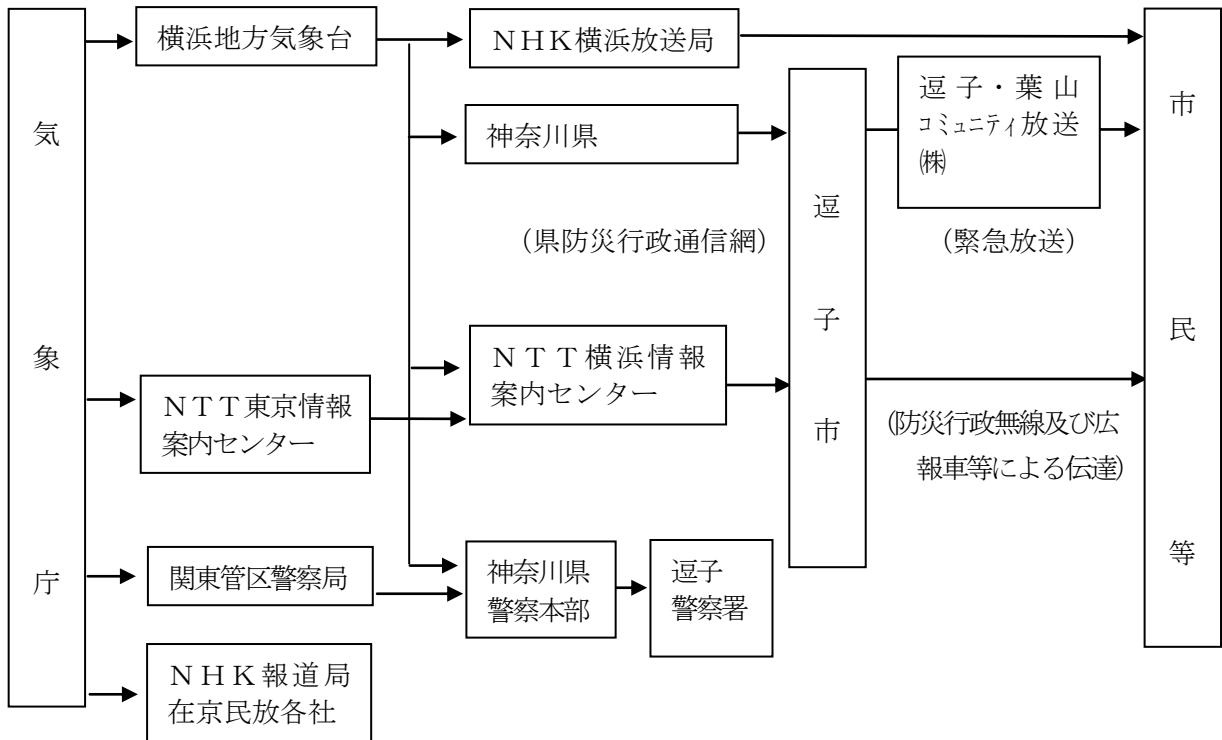
(イ) 消防署、分署及び分団に配置されている消防車等により、担当地域内を巡回広報し、情報伝達の徹底を図る。

6 情報受伝達体制

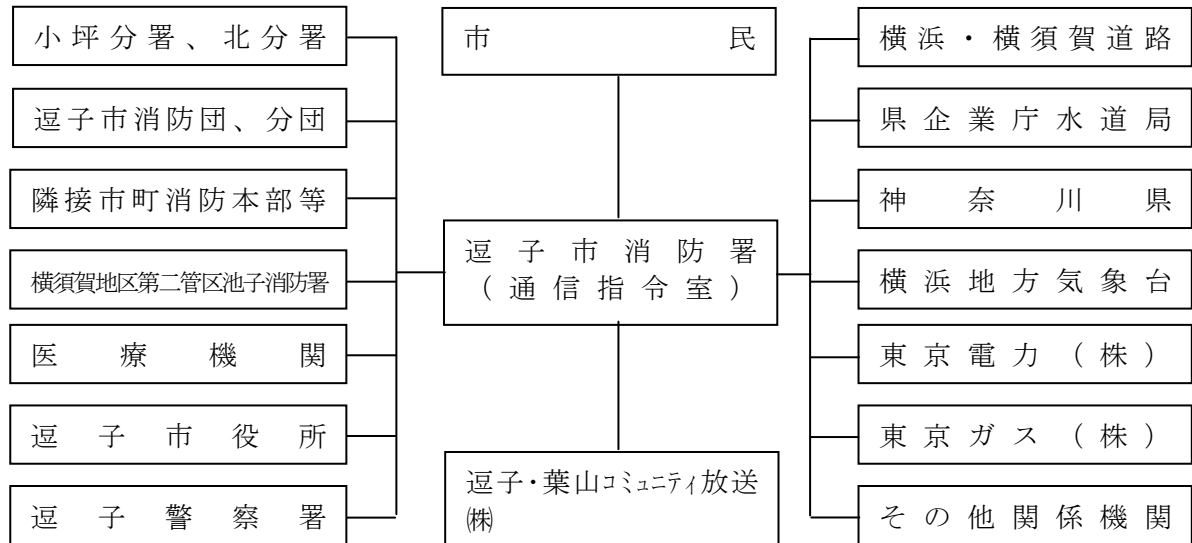
(1) 予警報伝達系統図（津波予警報を除く）



(2) 地震及び津波情報受理伝達系統図



(3) 災害等の受伝達



7 関係機関

機 関 名	所 在 地	電話番号等
鎌倉市消防本部	鎌倉市由比ガ浜4-1-10	TEL 0467-25-7505 FAX 0467-24-1150
横須賀市消防局	横須賀市小川町11番地	TEL 822-0119 FAX 823-3920
葉山町消防本部	葉山町堀内2050番地の10	TEL 876-0119 FAX 876-1863
横浜市消防局	横浜市保土ヶ谷区川辺町2番地の9	TEL 045-334-6789 FAX 045-334-6517
米海軍横須賀地区第二管区 池子消防署	逗子市池子字仲川1680	TEL 806-8011
公益財団法人逗葉地域医療センター	逗子市池子字棧敷戸1892番地6	TEL 873-7752
逗子市役所 (防災課)	逗子市逗子5-2-16	TEL 873-1111 FAX 873-4520
(警備員室)		県防災 TEL 9209 FAX 871-9095
		県防災 TEL 9212
逗子警察署	逗子市桜山4-8-41	TEL 871-0110

横浜横須賀道路 岩槻管制室		
神奈川県企業庁水道電気局 逗子水道営業所	逗子市山の根 3-4-2	TEL 873-3925
神奈川県安全防災局災害消防課	横浜市中区日本大通 1	TEL 045-210-1111 FAX 045-210-8829
横浜地方気象台	横浜市中区山手町 9 9	TEL 045-621-1991
東京電力(株)横須賀営業所	横須賀市若松町 1-1 7	TEL 890-3501
東京ガス(株)湘南支社	藤沢市片瀬 9 2	TEL 0466-82-2266
逗子・葉山コミュニティ放送(株) (緊急)	葉山町堀内 3 7 5	TEL 875-0121
		FAX 876-0185
		TEL 876-0470
		FAX 876-0016
神奈川県横須賀三浦地域 県政総合センター	横須賀市日の出町 2-9-1 9	TEL 823-0210
神奈川県横須賀土木事務所	横須賀市公郷町 1-5 6-5	TEL 853-8800
陸上自衛隊第一教育団	横須賀市御幸浜 1-1	TEL 856-1291
海上自衛隊横須賀地方総監部	横須賀市西逸見町 1-1	TEL 822-3500